

柔道整復師・はり・きゅう・マッサージを利用される方へ



柔道整復師及びはり・きゅうマッサージを利用する場合、保険適用される場合と保険適用されない場合があります。事前に施術所または鍼灸院に確認してから利用しましょう。

柔道整復師を利用する場合



保険適用されるもの

- ◎打撲、捻挫
- ◎挫傷（肉離れなど）
- ◎骨折、脱臼の応急措置
（緊急時以外は医師の同意が必要）

保険適用されないもの（全額自己負担）

- ◎単なる肩こり、スポーツなどによる筋肉疲労
- ◎脳疾患後遺症などの慢性病
- ◎神経痛（リウマチ、慢性関節炎など）
- ◎加齢による腰痛、五十肩の痛みなど

はり・きゅう・マッサージを利用する場合に保険が適用されるもの（医師の同意が必要）



はり・きゅう

- ◎神経痛
- ◎リウマチ
- ◎頸腕症候群
- ◎五十肩
- ◎腰痛症
- ◎頸椎捻挫後遺症

マッサージ

- ◎筋麻痺
- ◎関節拘縮

※原則として、病名ではなく症状に対する施術になります。

※ 注意すること

- ・交通事故など第三者による負傷の場合は「第三者行為による傷病届」の提出が必要になります。また、業務上の負傷で労災が適用となる場合は医療保険が適用されません。
- ・はり・きゅう・マッサージの施術を1年以上受けている方で、1か月の施術回数が16回以上ある場合は「1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書」の添付が必要です。
- ・はり・きゅう・マッサージの施術を継続して受ける場合、6か月おきに医師の再同意が必要です。
- ・病院との重複受診はできません。また、「療養費支給申請書」等は内容を確認してから本人が署名・捺印するようにしてください。